

各位

令和2年10月17日

河端謙治

続「ごみ有料化」に抗議する

今回の条例の正式は、「舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例」と言います。10月6日（火）本会議で可決されました。

【疑問】

- ① 制度設計（規則）が決まっていない中で、何故強引に条例案を通すのか？必ず、市民生活に大きな混乱を招く事になる。
- ② 「パブリックコメント」（市民からの意見公募）について「パブリックコメント」の意見を踏まえた条例案が議会に上程されていない。何故？議会での市長答弁で、いきなり条例案と方向性が変わる発言をしている。

【市長答弁抜粋】議員から直接搬入は、税金の二重取りになるのではないか？これに対し、「透明袋なら何でも良い」と思い付きとも言える発言をしている。しかし、本当にそうなるのか？まだ決まっていない。

市長の諮問機関である「廃棄物等減量推進審議会」で丁寧に議論を尽くし理解しているのではないか？市長は、条例を安易に考えているのか？これでは、益々市民は混乱するのは必至である。

- ③ 3名の議員による「付帯決議案」（3項目）について
 - (1) 手数料について市民に十分理解してもらう為に、施行までに講じる事。
 - (2) 手数料の徴収方法・手続きの運用について市民に周知等、適切な対応を行う事。
 - (3) 条例施行後においても、市民理解が得られる様、説明と丁寧な対応する事。

そもそもこの様な事は、至極当然の事であり、わざわざ付帯決議する必要があるのか？付帯決議には法的拘束力が一切無い。そもそも条例改正案に賛成している事が大前提である。

「意見書」

行政は、施行前有料化に伴い、市内9カ所（無料BOXを撤去します）

【重要】 行き場が無くなった「ゴミ」はどうなるのか？

行政は、この様な事を言っています。「有料化に伴い、地域に搬入してもらうのが目的である」

しかし、そうなるのか？一部「コンビニ」「スーパー」に「ゴミ」が行くのではないか？昨年4月以降「コンビニ」では、「ゴミ箱」が消えた様に又、消えるのではないか！？問題は、確実に地域の排出量（地域負担）が増えるのは間違いない！！（市内「可燃ごみ」地域集積場所2, 800カ所・「不燃ごみ」地域集積場所600カ所）

【要求】

- (1) 何故「不燃ゴミ」が20～45リットルなのか？

行政は、市民負担を考えろ！せめて、「プラスチック容器包装類」と「ペットボトル」だけでも70リットルがあっても良いのではないか！

単身者は、20リットルでもいいかもしれないが、家族のある世帯（特に子供がいる世帯）

では間に合わない！多数購入しないといけない！

(2) 何故「可燃ゴミ袋」の料金を1円～9円値上げするのか？

行政は、市民が納得する説明をするべきである。

(3) 有料化すれば、収益が幾らになるのか試算しているはずである。

■ 年間「可燃ごみ袋」の売り上げ収益（約1億7千万）

以下、市民に還元する事。

● 「ゴミ排出困難者」（身体的理由等）に対し、行政サービス（無料）を充実する。

● 「市指定袋」が増える事により、益々購入の利便性が求められるのではないか！（特に高齢化が深刻な大浦地区、加佐地区）販売拠点の充実をするべきである。

(4) 令和3年7月1日から実施となっているが、3ヶ月の暫定期間（猶予期間）を設けるべきである。

(5) 地域収集の課題

市内366自治会があるが、地域によって事情が様々である。

暫定期間中に排出量の実態調査を行い、以下の対策をする事。

① 排出量の多い地域では、地域収集の回数の見直し。

② 回数を増やすならば、地域指導員の負担軽減（特に、高齢地域）

(6) 「不適正排出ゴミ」の対策

市内「不適正排出ゴミ」の内訳（8割「可燃ゴミ」・2割「不燃ゴミ」）

更には、「不燃ゴミ」の場合「プラスチック容器包装類」が占める。

行政は、「不適正排出ゴミ」減量に努めるべきである。

例えば、「記名方式」が有効ではないか？（一定の効果は必ずある）

(7) 「不燃ゴミ」直接搬入の公平性

市民のライフスタイルが様々である以上、地域に出せない市民もいる。又、市内6地域では、自治会が存在しない地域市民等が「直接搬入」しているのではないか。

せめて、「直接搬入」時に「指定袋」のみは、無料にするべきである。

(8) 「可燃ゴミ」直接搬入の公平性

「指定袋」を値上げするにも関わらず、何故二重取りするのか！？

これは、(7)と同様に地域に出せない市民に対して、配慮が無い！嫌がらせにしか見えない！！

(9) 「直接搬入」の有料化について、市民に根拠を示す事！

(10) 地域収集「埋め立てゴミ」の制限

今回の改正により、45リットル指定袋に入らない物は、原則出せない事になる。

かなり制限されて来る。では、どうするか？「直接搬入」しかない！

自家用車がある入居者はいいが、無い場合は粗大ごみ「排出困難者向けサービス」（※有料）

「行政サービス」を利用するしかない！（1個￥500～）となっている。市民負担が益々重くなる。

既に、9月役員定例会でも私は説明しましたが、これはあくまでも（案）ですが自治会事業として「排出困難者代行サービス」を検討しています。

【目的・趣旨】

「排出困難者」の救済と共に助の観点からとします。

では間に合わない！多数購入しないといけない！

(2) 何故「可燃ゴミ袋」の料金を1円～9円値上げするのか？

行政は、市民が納得する説明をするべきである。

(3) 有料化すれば、収益が幾らになるのか試算しているはずである。

■ 年間「可燃ごみ袋」の売り上げ収益（約1億7千万）

以下、市民に還元する事。

● 「ゴミ排出困難者」（身体的理由等）に対し、行政サービス（無料）を充実する。

● 「市指定袋」が増える事により、益々購入の利便性が求められるのではないか！（特に高齢化が深刻な大浦地区、加佐地区）販売拠点の充実をするべきである。

(4) 令和3年7月1日から実施となっているが、3ヵ月の暫定期間（猶予期間）を設けるべきである。

(5) 地域収集の課題

市内366自治会があるが、地域によって事情が様々である。

暫定期間中に排出量の実態調査を行い、以下の対策をする事。

① 排出量の多い地域では、地域収集の回数の見直し。

② 回数を増やすならば、地域指導員の負担軽減（特に、高齢地域）

(6) 「不適正排出ゴミ」の対策

市内「不適正排出ゴミ」の内訳（8割「可燃ゴミ」・2割「不燃ゴミ」）

更には、「不燃ゴミ」の場合「プラスチック容器包装類」が占める。

行政は、「不適正排出ゴミ」減量に努めるべきである。

例えば、「記名方式」が有効ではないか？（一定の効果は必ずある）

(7) 「不燃ゴミ」直接搬入の公平性

市民のライフスタイルが様々である以上、地域に出せない市民もいる。又、市内6地域では、自治会が存在しない地域市民等が「直接搬入」しているのではないか。

せめて、「直接搬入」時に「指定袋」のみは、無料にするべきである。

(8) 「可燃ゴミ」直接搬入の公平性

「指定袋」を値上げするにも関わらず、何故二重取りするのか！？

これは、(7)と同様に地域に出せない市民に対して、配慮が無い！嫌がらせにしか見えない！！

(9) 「直接搬入」の有料化について、市民に根拠を示す事！

(10) 地域収集「埋め立てゴミ」の制限

今回の改正により、45リットル指定袋に入らない物は、原則出せない事になる。

かなり制限されて来る。では、どうするか？「直接搬入」しかない！

自家用車がある入居者はいいが、無い場合は粗大ごみ「排出困難者向けサービス」（※有料）

「行政サービス」を利用するしかない！（1個￥500～）となっている。市民負担が益々重くなる。

既に、9月役員定例会でも私は説明しましたが、これはあくまでも（案）ですが自治会事業として「排出困難者代行サービス」を検討しています。

【目的・趣旨】

「排出困難者」の救済と共に助の観点からとします。